保護者 様

合志市教育委員会 学校教育課長

令和6年度学校給食費の事務取扱について(お知らせ)

陽春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

学校給食につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和 6 年度の学校給食費につきましては、下記のとおりになりますのでお知らせいたします。

記

1 学校給食費について

年間給食費 1期あたりの額(11期分)

 小学校
 51,150円
 4,650円

 中学校
 58,300円
 5,300円

1年間のうち、夏休み期間の約1ヵ月分を除いた11期分を年間の給食費とします。

※別途毎期、登録口座ごとに88円の口座振替手数料がかかります。

※残高不足等で未納となった場合は、学校を通して未納通知を送付し、各自で学校の給食費口座へお振込みいただくか合志市役所学校教育課窓口でお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。(窓口でのお支払いの場合、釣銭が発生しないようご協力願います。金融機関での両替手数料開始による。)

※令和6年度も、例年どおり年間合計金額の一括納付を実施します。(別途希望調査を行います。) ※中学3年生の給食費は、3月実食分を減額調整の上、徴収します。(別途お知らせいたします。)

2 学校給食費の納付等について

納付方法:口座振替による

※口座の登録がお済みでない方は、令和6年4月16日(火)までに手続きをお願いします。

納付回数:1年間を 11 期に分け、期別払いか一括納付のどちらか。

|期別払い|の場合、年 10 回 {初回 5 月振替時のみ 2 期分 (◎)、他は 1 期分を 9 回徴収}

-括納付|の場合、年1回{初回5月振替時に年間分にあたる 11 期分(●)を徴収}

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
期別払い	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
一括納付		•						_	_	_		_

口座振替日:毎月28日が基本、28日が金融機関休業日の場合、翌営業日

児童手当での給食費の納付について

中学校卒業までの児童を養育している方に、児童手当が毎年6月・10月・2月にそれぞれ4カ月分ずつ支給されることになっています。この児童手当は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、保護者様からの申し出により学校給食費の納付に充てることができます。児童手当からの天引きになり口座振替手数料がかかりません。ご希望の方は下記担当までお問い合わせください。 【この制度を利用できる方】合志市から児童手当の支給を受けている方

※所得制限で支給停止中の方、合志市以外の自治体から支給を受けている方及び公務員で勤務先から児童手当の支給を受けている方はご利用できません。

3 学校給食の年度途中における給食停止・開始(再開)について

長期にわたる欠席、転出入による給食の停止や開始(再開)がある場合は、必ず手続きが必要です。 新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染症による出席停止となる場合も、手続きを行わないと給 食費返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

(1) 手続き方法

- ①給食の停止・・・対象となるお子様が通われている学校へご連絡ください。
- ②給食の開始(再開)・・・対象となるお子様の登校開始(再開)日が決まりましたら、通われている 学校へすみやかにご連絡ください。

(2) 返金対象の基準

学校へ給食停止のご連絡をされた日から2日後(土日祝をはさまない)から適用となり、かつ5日間以上連続して欠食となる場合に返金の対象となります。

【例1】~【例3】の前提条件:令和6年4月22日(月)に、病気やケガで学校に行けなくなった。

【例1】令和6年4月24日(水)から令和6年5月24日(金)まで入院が必要となることがわかった場合

令和6年4月22日(月)に学校へ給食停止の連絡をする

→4月24日(水)入院初日から対象となります。

給食の欠食回数は 20 回($4/24\sim26$ 、 $4/30\sim2$ 、 $5/7\sim10$ 、 $5/13\sim17$ 、 $5/20\sim24$)となり、給食費返金の対象になります。

- ※下記の【例2】【例3】のように、手続きが遅れてしまうことにより対象外となる場合がありますので、ご注意ください。
 - 【例2】長期欠席となる期間が、令和6年4月22日(月)から令和6年5月10日(金)となる場合(一部返金対象外となります)

令和6年4月22日(月)に学校へ給食停止の連絡をする

→ 4 月 2 4 日 (水) 以降分が対象となります。 (4 月 22 日、23 日は対象外です)

給食の欠食回数は 10 回 $(4/24\sim26、4/30\sim2、5/7\sim10)$ となり、給食費返金の対象になります。

【例3】長期欠席となる期間が、令和6年4月22日(月)から令和6年4月30日(火)となる場合(5日間未満で**返金対象外となります**)

令和6年4月22日(月)に停止届を提出

→ 4 月 2 4 日 (水) 以降分が対象となります。 (4 月 22 日、23 日は対象外です)

給食の欠食回数は4回(4/24~26、4/30)となり、給食費返金の対象とはなりません。

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校に伴う分の返金は対応いたしません。

(これまでに措置してきましたインフルエンザ等では、5日間未満での対応となっているため)

(3)返金の金額

小中学校それぞれの令和6年度給食一食単価に欠食回数を乗じた金額を返金します。

ただし、徴収した給食費を限度額とします。

令和6年度給食 一食単価 小学校 260円

中学校 300円

(4)返金方法

脚別払いの方 返金が発生した以降の給食費振替時に減額調整を行います。

一括納付の方 翌年度の初回口座振替時に減額調整を行います。中学3年生で一括納付をされた 方は、卒業前に返金方法をお知らせします。

※転出により返金となる方は、別途お知らせいたします。

担当:合志市学校教育課 学校給食班 TEL(096)248-2366(直通)